

**復興  
住宅**

4K(65m<sup>2</sup>)の家賃月額が

**19万2700円**

**ええっ!**



最高額 19万2700円  
(荒井西・若林区) 4K



最高額 18万400円  
(岡田・宮城野区) 4DK



最高額 17万8500円  
(通町・青葉区) 4DK

収入基準を超える世帯 (月収15万8000円超)

**驚異の家賃**

**被災者を  
追い出すもの。**



一般質問を行う庄司あかり議員

「4月の家賃が、いっきに上がった」。復興公営住宅に入居する人たち(被災者)から、こんな相談が寄せられています。市営住宅の入居基準(収入額)を超えた世帯の人たちです。庄司あかり議員が一般質問(6月17日)で取り上げました。

#### 【復興公営住宅の最高家賃】

高額上位10住宅(収入超過世帯の収入超過5年目の月額…「近傍同種家賃」と呼ばれている)

荒井西住宅	192,700円	4K
岡田住宅	180,400円	4DK
卸町住宅	178,800円	4DK
通町住宅	178,500円	4DK
靈屋下第二住宅	170,400円	4DK
茂庭第二住宅	168,800円	4DK
あすと長町住宅	161,500円	4DK
新田東住宅	157,100円	4DK
靈屋下住宅	151,400円	4DK
宮城野住宅	150,600円	4DK

庄司議員「復興住宅の収入超過世帯(世帯の所得月額が15万8000円超)には、割増家賃が課される。月家賃の高額ランキングを示していただいたが(左表)、地価が高いところが家賃が高いところ、ということになっている。路線価をみると、家賃1位の荒井西(若林区)は、路線価が平米あたり7万5,600円、2位の岡田(宮城野区)は平米1万5,600円、7位のあすと長町が平米15万円など」

都市整備局長「家賃は、建設費なども含まれているため、路線価と連動していない」

庄司議員「荒井西は14戸、岡田は10戸と戸数が少ない。建設費をまかなう家賃という計算上、1棟あたりの戸数が少ないので家賃が高くなっている」

都市整備局長「1棟に占める住戸数が少ない中低層住宅の一戸あたりの金額が高くなっている」

庄司議員「戸数が少ないと恩恵はない

にもない。それなのに、戸数という入居者に関係のないことで家賃がはね上がるのには、公平性の点で問題がある。なんらかの対策が必要だ」

#### 十分な説明なし

庄司議員「先日、荒井西住宅の住民有志の方が家賃減免を求めて市に要望を出したが『これほど高くなるのがわかっていたら、この住宅は選ばなかった』と話していた。復興公営住宅に入居する前に十分な説明を行ったのか」

都市整備局長「具体的な金額(割増家賃)は示していないが、一定の割合の金額が家賃に加算されることを記載している」

庄司議員「家賃が15万円以上などになることを想像することは不可能だ」

※裏面に続く

## 復興住宅の収入超過者

# 抑えよう。家賃値上げ

**庄司議員**「荒井西住宅の収入超過となった方は『自力再建した親族が支払っているローン額のほうが、復興住宅の家賃より安い。家を建てた方が良かった』と言っている。19万円の家賃を払うことになるのだから、そう思うのは当然だ」

## 退去しても支援金なし

**庄司議員**「復興住宅を、これまで退去した人は、生活再建支援金の加算支援金を受け取ることができた。住宅購入の場合は最大200万円、賃貸で最大50万円だ。ところが県は、今年4月12日で加算支援金の受付を締め切った。これから先是、被災者なのに何の支援策もなく出ていくことになる。だから、復興住宅を居住の安定をはかる場所として位置付け、わずかに収入基準を上回った被災者(5, 6階層)について裁量階層(※)とすべきだ」

※裁量階層とは…市営住宅入居者で高齢者世帯や障害者世帯のうちの一部に対し、入居の収入基準(世帯の月収入額)を一般世帯(15万8000円以下)より緩

和し、21万4000円以下にしている。

**都市整備局長**「民間の賃貸住宅が十分に供給されており、収入状況に応じた選択が可能」

## 民間賃貸のあっせん

**庄司議員**「市営住宅条例34条、住宅のあっせん等の条文について示してほしい」

**都市整備局長**「34条『市長は、収入超過者から申し出があった場合、その他必要があると認める場合には、当該収入超過者に対して、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする』」

**庄司議員**「どのようなあっせんをしてきたか」

**都市整備局長**「あっせんした事例は、ほとんどない」

**庄司議員**「これまで民間賃貸住宅が豊富にあると言ってきたのに、結局、市に義務があるにもかかわらず、民間賃貸住宅のあっせんをおこなってこなかつた」

## 被災者に寄り添った対応

(収入超過者の家賃は、収入超過となった年から最大5年かけて、最高額に向かって段階的にあがっていく)

**庄司議員**「本市では現在でも、収入超過世帯に対し、収入超過となれば何年かけてどれくらいまで家賃が上がるのかなど、基本的なところをまったく説明していない。入居者には、3月上旬に所得月額と収入超過である旨、そして4月からの家賃額が知らされるだけだ。収入が変わらなくても来年度以降も上がっていくことを今も知らずに過ごしている方がたくさんいる。家賃が上がったけれど、この額ならなんとか払おうと考えている方が、来年3月、さらに数万円引き上がる家賃額を知らされることになる。住宅ごとに、割増家賃の仕組みについて入居者に知らせるべきだ。その際、当然ながら住宅のあっせん等についても周知すべきだ」

# 子どもの権利条例をつくろう。

コロナ禍は、子どもたちに深刻な影を落としています。庄司議員は、子どもたちの声、SOSを受け止める体制の整備を求めました。



**郡和子市長**「児童虐待の相談件数は、過去最高を更新している。児童相談所では、24時間対応の無料電話相談、職員の増員、相談体制の充実をはかってきた」

**庄司議員**「本市で第三者が子どもの立場に立て意見を聞き取り、解決をめざしているのが仙台市いじめ等相談支援室S-KETだ。開設から1年。保護者や子ども本人から寄せられた相談は、昨年度末でのべ378件。いじめや虐待、心身の悩みなど。子どもにとって駆け込み寺のような存在として浸透していくことを期待する」

**子供未来局長**「S-KETは、学校や教育委員会に相談しにくい、あるいは相談しても解決に至らないケースへの支援を目的にしている」

**庄司議員**「兵庫・川西市では、子どもの人権オブズパーソン制度、愛知・豊田市では、子どもの権利擁護委員会制度がある。弁護士や児童福祉の専門家が子どもの相談に応える点でS-KETと似ているが、大きく違うのは、市長付属の公的第三者機関で、相談者の同意を得て調査や是正勧告、制度改善の要請を行う仕組みが確立されている点だ。これらは、自治体の子どもの権利条例を根拠とし設置されている。ぜひ本市でも、子どもの権利条例の制定に踏み出すべきだ」

**子供未来局長**「必要性も含め、検討していく」

## 生きる力を育む

**庄司議員**「今年は国、県、市に関わる3つの選挙が行われる。18歳選挙権ということで、市立高校での選管の出前講座に取り組んでいる。岐阜県選管の前事務局職員の情報誌コラムに感銘を受けた。人生は自らの判断の連続で、その判断次第で豊かさを手に入れることができること。それがどうやったら伝わるのか、常に考え続け、伝える主権者教育ではなく、伝わる主権者教育でありたい、とされている。主権者教育は、生きる力をはぐくむこと。まさに本市のめざすところと合致している」